

参議院文部委員会會議録第三十号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午
前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
中山 福蔵君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君

國務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

政府委員

文部事務次官

福井 勇君

文部省初等中
等教育局長

緒方 信一君

事務局側

常任委員
会専門員
等専門員

竹内 敏夫君
工樂 英司君

本日の会議に付した事件
○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

教育公務員特例法の一部を改正する
法律案、義務教育諸学校における教育
の政治的中立の確保に関する法律案を
議題といたします。

○岡三郎君 私お願いがあるんです
が、よろしくご意見を伺います。この前
向事例三例の報告を至急調査して、そ
うして白か黒か明確にしておきたい
というところをお願いしておいたわけ
であります。その後大分日にちが経つて
おりますので、御存じのことと思ひ
ます。高知の事例、岐阜の事例の
事例、或いはもう一例があると思ひ
ますが、これは一関の事例ですか、こ
の点についてその後どうなっている
か、いろいろ審議も進んで来ているの
で、これについて一つ中間報告なりし
てもらつて、審議に間に合うようにし
て頂くという約束であつたので、その
経過を御報告願ひたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) それじや報告
して下さい。

○政府委員(緒方信一君) 只今調査中
でございます。周知に調査する必要が
ございますので、十分計画を慎重に立
てまして只今調査をいたしておる次第
であります。

○岡三郎君 私がこの前に言つたよう
に、三つの事例です。それから、精力的に
やつて頂ければ或る程度まで審議中に
間に合うのじやないかということ、
一応あの問題は伏せて来た。今緊急に
調査中であるということについて、そ
の点は多とするわけですが、もう少し
し具体的に見通しなり、そういう点に
ついて、一応本員が願つておるとこ
ろは、急速にこの結果をやつぱり委員
会に出してもらいたいという点にある
わけなんです。もう少し一つどうい
うにやつて行くのかということを一
つ御報告願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 只今初中局
長から申上げましたように、その事例
につきましては今調査をいたしてお
ります。それがために文部省の職員が
出張しております。その報告等まだま
とまつてはおりませんが、併しこの前
申上げましたように、そういうような
御希望であつたと思ひますが、当時私
から申上げました意味は、仮に事実無
根であるとした場合に、それが現地の
方面にいろいろ御迷惑をかけるという
ことがあつては甚だ不本意であります
から、その点慎重な調査をして、若し
それによつて仮に事実無根であるとい
うことが、私どもがさうな認識に到
達すれば訂正をするなり、その他適當
な方法を講じたい。それがためには誠
意をもつて調査をいたしたい。ただ果
して的確な調査をして満足するよう
な仮に事実があると考えられる場合
であっても、或いは事実がなかつたとい

ふうな結論に達する場合でありまして
も、十分適當な有効な調査が果してな
し得るかどうかがという点について、
当時申上げたように自信がない、併し
現地に迷惑をかけるということがあつ
ては甚だ不本意であるから、その点誠
意をもつて調査をしたいという意味に
申上げてあります。私は思つており
ます。従つてこの法案の御審議にその
結果を報告をして、御審議に間に合
うようにという考え方は私としてはな
く、その点は速記録、当時私が申上げ
たのは明瞭にその意味で申上げたので
ありますから、日を切つて、いつまで
には結論を持つて報告をするという意
味で調査をするというふうに申上げた
のではないつもりであります。併し
御審議の間において三カ所全部でな
くとも、一カ所についてでも事実があ
るとかないとか、私どもの大体真相に
触れたと考えられる結果が出ますれば
これは無論御報告を申上げます。併し
この審議と関連をしてというつもりで
なかつたことは當時はつきり申上げて
あります。というのは、これが誰か出
張すれば一日でわかるという性質のも
のならばこれは簡単なのであります。
併し現に証人として宣誓の上でこ
の委員会において証言をされる場合に
も、同じ問題についてそういう事実が
なかつたという人もあるし、あつたと
いう人もある。そういうわけでありま
すから、そう有効なはずつきりした私ど
も確信を持つての結果を御報告するとい
うことは簡単には私どもとしては約

束ができない。その点はその意味で申
上げてあつたと思ひますから、これは
私どもは誠意をもつて調査するつもり
であります。それは現地にいわれのな
い御迷惑をかけたという点が若しある
とすれば、これは申訳ないことであり
ますから、さうな意味で決していい
加減な調査はしないつもりでありま
す。そういう意味に御了承願つて頂
きたいと思ひます。

○岡三郎君 この問題で私は時間を取
るうとは思ひないうのであります。文
部大臣の言つてゐる点も或る程度了承
できるわけですが、併しあの当時の連
記録も私よく読んでおります。大臣の
御答弁も今言つたような御答弁であつ
たかとも思ひます。ただ問題は
は余りあの問題で時間を取るのはどう
かという点で、杉山委員の一応妥協
点と申しますか、事例の調査をする、
そこでまあ御木さんもこの点について
はお述べになつて火急的に調査をす
る、そうしてでき得る限度にという言
葉があります。できる限りこの審議
に間に合うようにしてもらいたいとい
うことで一応問題は伏せたわけござ
います。それでですから今言つたよう
に、私どものほうとしては飽くまでも
やはり本法審議にこの事例というも
の、偏向教育の突進というものが相
当の、関連性があるという立場で調
査を願ひたいという点が一点、もう
一点はそのような事例によつて現場の
教育というものが相当困難を來し、或
いは非常にみんな暗い氣持になつてい

第七部 文部委員会會議録第三十号 昭和二十九年四月二十七日【参議院】

る、こういうふうな教育の問題としてこの調査というものも重要であるという二つの点からよつて来たと思うのであります。それで今言うように係り官を發して簡単に調査できないかも知れませんが、今大臣が言つたように証人が対立した意見を述べた事例ではなくて、出席した証人が全部宣誓をして、全部の証人がその事実はないというふうな事例のみに私は限定してお願ひしたと思ふんです。そういうわけですから一応証人喚問の段階においてはこれは白である、で、当事者の文部省当局は、いや、これは事実無根のことではないのだと飽くまで言い張つておられるので、それでは出所を調査方法を御明示願ひたいと言つても御明示にならない、私のほうとしては当事者である文部省当局はやはりこれらに對して責任を持つてやられる必要がある、それはこの法案についてはどの証人どの公職会の公述人でも集休として余りいい法案ではないのだ、實際この法案は余りいい法案じゃないのだ、併しこういうふうな偏同事態があつたから云々というふうな点が殆んどだと思ふのであります。そこで文部省のほうとしても、その具体例としてお出しになつた偏同教育の事例、これについて明確に全部の証人がそうでないという事実については、我々のほうとしては根拠が確りして何かかんかやならなければこれの白黒ができないというのじやなくして、私は現状の程度においてもこの事例についてはお取下げ願つたほうがいいのじやないか、余り混乱したり無理押ししたりということじやなくて、一応現状の程度では取下げたほうがいいんじゃないかということをは

言つて来たわけなんです。それでもなお大臣はそうじやないんだ、これは確かな根拠があるんだ、こう言つていつまでも解決がつかないで来ていつたうなんです。そういう点で今言つたようなお答えだというと、本法案審議中に事例についての調査の報告がなされない公算が随分多いようですが、この点については是非とも間に合うように一つ御調査報告を願ひたい。それから今言つたように、一例でも二例でも言いますか、わかつたところから順次やられても私は結構だと思ひます。余り私のほうとしても無理押しをしない、無理押しをしないけれども、これは對立している点で、やはり当事者として文部省としてはそれに対する一応の報告をされる義務が私はあるんじゃないか、こういうふうな思つておりますので、一つ審議中にお願ひしたい、こう思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 私どもとしましては決して調査を回避するという氣持はありません。私は誠意をもつて調査するということを申し上げたのでありますからして、その点はどうぞ御信用を頂きたい。私は決していい加減なことを皆様がたに申し上げるようなことはしないつもりであります。ただ何と言ひますか、その場合に私どもが見て成るほどこれは間違つておつたとか、或いは逆に証人はそういうことを言われるが、どうしてもこれはあつたとか考へる、こういう結論が果して得られるかどうかということは、これはまあ調査の方法としては非常に限定をされておりますし、それから、そこに自信を以て必ず何らかの私どもの結論に達するような満足する調査をして御報告を

申上げる、こういうことは実はお請合ひができないのであります。成るほど証人がそういうことを証言されたのでありますから、一応これはその限りにおいては借用するのが当前でありますが、併し証人の証言でも自分はそのうことを聞いたことがないとか、自分は承知しておらぬということであれば、これはつまりないという証言ではない、又宣誓をすれば必ずまあ決して嘘を言われるということは私は申し上げませんけれども、併し同じ問題についてもやはりあつたという人とならないという人がある、だとすれば証人の宣誓を誓して言われることは絶対に間違ひがないんだというふうに簡単に考えることも私はできないんじゃないかと思ふ。たま／＼三つの事例については少くとも呼ばれた証人のかたは、ない、若しくは知らない、ということと言われ、併しだからしてあの三つだけでは白としまつたというふうには、私どもはそういう論議にはならぬと思ふ。つまりほかの場合にはいづれかの証人が嘘を言つておるといふことになりかねない。他の對立した場合はそういうふうには私は嘘を言うとか、必ず本当であるとかいうふうには簡単に言えないのであつて、要するにお互いの判断で、これはどうもあつたと思はれるとか、やはりこれはなかつたと思はれる、こういう結果に基づくので、嘘を言つておるとか、本當を言つておるとかいう問題ではないと私は思ふのであります。それがまじめな調査である、こういうふうな思ひます。現にある三つの場合につきましても、その人が証言をして、そして帰られた。地元へ帰つてその証言の内容が地元の新報に出

た、この場合に直ちにそれに対する地元の新聞に投書があつて嘘を言つておる。はつきりあるべき、あつた事実を宣誓をしておきながら虚偽のことを言つておる、甚だけしからぬといううなことが、ちゃんと署名をして地元の新報に投書して来ているような事実があります。ただ私は決して嘘を言つておるとかという人を傷つけるようなことを申しませんが、やはりそれ／＼の立場もあるし、又その人が記憶しないという問題もあります。それから事実その人は誰もそんなことは聞いたことはない、聞いたことはないといふことは、これは証言を回避したことがあると私は思ふ。ないと断定したのではないのであります。自分に知らない、こういう証言はないのだという断定をした証言とは思ひません。でありますからして、これは人の名譽にも関することであり、従つてそう輕々に私は文部省が調べた結果、さうだ、ああだということとをさう簡単に言う筋合ひのものではないと私は思ひます。でありますからして、私は決してここではつきり申し上げたのでありますからして調査は慎重にいたしたい。又その結果私どもがこう思う、ああ思うという判断に達すればそれは御報告を申し上げます。で、御報告を申し上げた場合には、これは絶対に真実であるというふうには委員会で言ひ張るという氣持はない。私どもの調査の限りにおいての結果を申し上げて、これはその審議についてはやはりそれ／＼の御判断に待つほかはない。こういうふうな思ひますので、どうぞさういうふうな御了承願ひしたい。できるだけ、できることならばこの委員会にも御報告を申し上げますが、され

ばといつて今のうちにさういう性質のものでありますから必ず報告いたしまふといふことは、ここでお約束を申し上げるということは、事の性質上私はできない。ただ誠意を持つて調査をしますといふことだけは、はつきり申し上げます。

○相馬助治君 文部大臣の、只今の問題は輕々に調査の結果を本委員会に報告すべきでない。これは一応話の筋が通つていますが、それならばなぜ偏同教育の事例なるものを輕々しく出したかという混ぜつ返しの議論になると思ふのです。なぜかというところが現在議題になつて二つの法律案の提出した一つの根拠をなしたものは偏同教育の事例がある乃至はその虞れがある、かようなことですから、これは岡委員の今の御要求の通り、是非ともこの会期中にこの法案が議する以前にお出しになる政治的責任があると思ふので、そのことを私も岡委員に同調して要求しておきます。

次に私はこの二法案に連関して文部大臣に是非とも質しておきたいことがござります。現在文部省から出しておられます法案において、文部大臣がいわゆる重要法案と心得るものはどれとどれか。又今期国会中に本院に提出を予定している法律案があと何件あるか。先づこの点を質します。

○國務大臣(大達茂雄君) どれとどれが重要であるかというお尋ねであります。これは文部省関係であります。

○相馬助治君 文部省関係です。

○國務大臣(大達茂雄君) 文部省の關係におきましては国会に提出します法律案は皆重要であると思つておりま

す。ただ事柄の性質上つまり教育の基
本に關する問題であり、又世間の重
要な議論にもなつております。従つて
この只今の二法案、これは文部省關係
においては最も重大な法律案と考へて
おります。

○相馬助治君 そのあとどんな法律案
が出るか。

○國務大臣(大達茂雄君) あと今衆議
院で御審議願つておりますものは、
地教育振興法案、それから百五十九
の就学奨励に關する法律案、それか
ら学校給食法案、それから文化財の保
護に關する法律案、それから免許法
の改正法律案、これだけが出ておりま
す。その他これはまああまり……こ
れらのものはみな重要なものと私は
考へております。これは今衆議院の文
部委員會で御審議を願つております。

このほかにはまあ、もう大体これで今
度の国会に出すものはないと思ひます
が、ただ一つこれはあんまり重要でな
いものですが、これは事務の法文の整
理に關するものが一つまだありま
す。

○相馬助治君 只今の文部大臣のお話
では、国会に出す法律案はいずれも重
要である、それは御尤もで、私もさよ
うなことは十分承知しておりますが、
御案内のように先般法務大臣が檢察庁
法十四条を適用して佐藤幹事長の逮捕
の手續を承諾しなかつた、あの理由の
中の一に国会における重要法案の審
議に鑑みて佐藤幹事長を逮捕すること
を承諾できない、こういうことが書い
てあるわけですか。

そこでこれはたび／＼議論されまし
たように、重要法案の審議に鑑み云々
ということは、政府が決定する問題で

なくて、立法府にある我々が、即ち国
會がその意思を決定すべき筋のもので
あるという建前から、本院においては
多数を以て先に決定された警告案が出
たわけですか。それに対して最近政府
自身が檢察庁法十四条の取消しをする
というやうなことをせずに、依然とし
て重要法案を通すためにこの指押権の
発動は異例ではあるが違法ではないと
して強弁して今日に至り、衆議院の意
思を無視してあります。この理由と
なつております重要法案の審議云々
の中に只今議題となつております二
法案は入るものと承すべきでありま
すか、或いは然らずか、この点を明
解に一つお示しを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 法務大臣が
その所管の事務としてその法務大臣の
管轄しておられるところの檢察庁に対
しての指押、これはまあ法務大臣の法
務省としての行政事務、法律的には行
政事務だと思ひます。従つてこれは私
ども同僚の關係といつたしましてもその
点はどういう理由で、又どういふ事實
に對して指押をされたか、その点は私
どもとしてはこれは新聞等によつて承
知している程度でありまして、それ以
上のことは存じません。その場合に檢
事總長ですが、檢察庁に對して指押を
された場合の、どういふ理由によつて
指押をされたか、これも私もどのやう
知るところではありません。重要法案
として、伝えられるところによると、
重要法案の審議に差支を生じては困
るというやうなものであります。そ
の場合に何を以て法務大臣が重要法案
と考へられたか、これも私もどのやう
政府が重要法案として考へるといふこ

とであれば、文部省の今期国会に提出
をしてありますやうな法律案のう
ちで、この二法案のごときは政府とし
ても恐らく重要法案と考へられたので
あらう、或いは政府としてどうか、法
務大臣としてですね、というふうには
思ひますけれども、一体重要法案はど
れとどれかということは私も相談も
受けたんでもありませんし、いんや
檢察事務についての指押について又我
我が法務大臣の相談を受けるはずも
ありませんから、その点は私から何も
申し上げられません。常體で言へば、恐
らくかういふものもそのうちに含まれ
ておつたのだらうというのを申し上げ
る以外にないのであります。

○相馬助治君 私は文部大臣とお茶飲
話をしているのではなくて、さやうな
答弁があることを予測して、あなた
は、今文部省提出の法律案の重要法案
はどれとどれと心得ておるかというこ
とを劈頭にお尋ねしてあるのです。政
府の例の指押権発動に關する並びにそ
の善後措置に對する問題については、
いづれ内閣總理大臣を本院の委員會
においでを願つてお尋ねすることに
なりましたが、政府の關係の一人とな
るに於て私がお尋ねする理由は明らか
にこの檢察庁に申入れた公文書の中にも
その理由を付しておるのであります。
いゝゆる重要法案の国会審議の都合上
ということを諷つてあるのです。

そこで第一点、お尋ねするに至つた
理由の一つは、新聞の伝えられるとこ
ろによると、あなたは犬養さんがやめ
たあとに直ちに吉田さんに呼ばれて法
務大臣の交渉を受けたと聞いてゐる、
某新聞のごときは号外を出して甚だ引
つ込みのつかないことになつておると

いうこともあなたも御存じであらうと
思ふ。そういうことになりましたれば、
政府の中においても本問題においては
重要な位置をあなたは占めておる、い
わゆる伴食大臣ではない、吉田内閣の
中においても背骨のある有力なあなた
は關係である。そういう点と、もう一
つはこの重要法案というものの内容が
例のMSA協定に關係するやうな外国
との關係においては是非とも政黨政派、
主義主張を別にしても最終的な決意を
立法府にきめてもらなければならな
いとするものと、それから警察法案で
あるとか、教育法案というやうな固有
法に屬するものと、この區別が内閣に
おいてお話になつたのではないかと、
かやうに考へて私はお尋ねしたので
す。即ちあの重要法案というものは外国
と關係を持つMSA協定或いは機密保
持に關する法律案というやうなもので
あつて、通俗的に言つてところの教育法
案とか或いは警察法案とは別だと言
うのかどうか、それから通俗的に新聞に
依つておるやうに、その重要法案の中
にはここで議題となつておる二法案も
含まれておるのか、このことを具體的
にお尋ねしたのであります。あなたの今
の答へでは私は納得しかねるのですが、
それについて、もう少し閣議において問
題になつたとするならば、その経緯を
御説明願ひたい。そして又それに対す
る御見解をも一つお聞かせ願ひたい。

で、私も本來ならば衆議院がある
やうな警告案をきめた、そして政府が
これに對して措置をしない、かういふ
やうなことになるならば、この委員會
等も直ちに停止してこの法案の審議等
は我々はすべきものでないと思ひ得
るのです。併しながら第二院としての

本院の性格その他から考へて、教育法
案に對する天下の主眼等から考へて、
我々はあえて政府の善処を將來に期待
しながらこうして委員會に臨んでおる
わけなので、あなたの答弁次第によつ
ては我々は重大な決意をなくちやな
らない、それらの経過について一つ知り得
る限りお尋ねし願ひたい、御所見も
承わつておきたいのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 知り得る限
り話をせよということではありますが、
それは本當に私は知りません。その問
題が閣議で相談をされたということも
私はなかつたと思ひます。

○相馬助治君 閣議の議題にならない
のですか。

○國務大臣(大達茂雄君) なかつたと
思ひます。でありますから、ただ特に
私は法務大臣を兼ねるというやうなこ
との話があつたと、それがなんかこの
教育法案の審議というところと關係があ
るやにとれるやうなお話でありました
が、(そうじやない)と呼ぶ者あり)そ
ういふ意味じやないので、私はむしろ
さういふ教育法案について余りいろん
なことをやらないうで、この大事な私と
してはこの法律案は政府全体としては
どうか知りませんが、非常に重大な案
とも思ひ、又これは私が責任を負うべ
きものである、かう思つております。
この法案の成立に全力を挙げたい。そ
のほかのことをする余裕も何にもない
という意味で実は私はお断りしたので
あります。私としてはこれは非常に
大事な、殊にこれは大事なことではな
い。これはよかれ悪しかれ私の責任で
ありますから、その責任を全うしなけ

ればならんと、ごういふふうには私は考へております。政府としてこれが一番重要で、その次にそれが重要でというふうなことを別にきめたという事実は私は聞きません。閣議でそういう話もありません。

○相馬助治君 ともかく本院で多数を以てあの警告案がきまつたのでありまして、あの警告案は最低の検察庁法十四条の適用を中止するというのを本院の意思として含んでいると思ひます。従つてあなたは直接の担当大臣ではないけれども、一つ有力な閣僚の一人として本院の意思というものを現在の吉田内閣において十分酌み取つて、これに對して善処される用意があるべきものと思ひますので、その点は一つよろしくお願いと言つちや言葉がおかしいのですが、あなた自身も閣僚の一人として善処されんことを希望します。

そこで最後に一点伺つておきたいのですが、このような経緯があるだけでなく、只今議題となつてゐる教育二法案ほど世間から評判の悪い、又は議論の多い法律案はないと思ひので、文部大臣自身も衆議院から参議院に回付された当時の心境と、今日の心境とは幾らか變つてゐるんじゃないか。昨日の同僚委員の質問等にもそのことは触れておりますが、政府自身が本案に對してみずから發議して、修正の意思乃至はこれを取消す、提案を引込めるといふようなことは当然あるものと予想する面もあるものでありますが、文部大臣自身としてはさうなことを考へていらつしやらないのですか。その点について承りたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの二

法案に對しての考へ方というものはこれを國會に提出しまして以來何も私の考へ方に少しも變つた点はありません。昨日のお話という、今どういふことをお指しになるか知りませんが、若し私がこの二法案について成るほど私の考へが至らなかつた。若しくは私の考へ方が間違つておつた、ごういふ氣持になれば、その点がごういふうなことになれば、決して私は意地になつて固執するといふようなことはないたさんといふことは申し上げましたけれども、これは衆議院においてもさうな質問に對してやはり同様な意味のことを申し上げたと私は記憶いたしました。決してそれが私のこの法案に對する何と言ひますか、考へ方に動搖を來してゐるということではありせんから、それは誤解のないようにお願いをしたい。なおこの法律案くらい世間の評判の悪いものはないというお話であります。成るほど随分この法案に反對の聲が強いのであります。併し私はこれは私の判断でありますから、それを間違つておるとか、間違つておらんとかい御議論になつてもこれは困るのであります。私は世間が必ずしもその表面に現れたやうなものではないと、ごういふふうには私は考へております。併しこれは私の判断でありますから、決してそれが正しいとか、その通りだとか言ひ張る氣持はありません。私は世間の表に聲を出さない多数の人々がこれを賛成しておられると、或いはこの法律案の成立を希望しておられる党派とか何とかいふ關係は全く離れて、ごういふかたへは相当多いといふふうには私は思つております。これは決して

その数のどつちが多いとか少いかいふことは申し上げせんけれども、これは私どもに對してゐる／＼な激勵をするとか、まあ見も知らん人からいふる人からいふ／＼言つて來ます。それは表面反對はしてゐるけれども、實際は決して反對ではないから、どうぞ御健闘を祈りますといふやうなものもたくさん來ておるわけですが、私はいちそれをごのところで申上げる必要はないから、さういふものをいひち何か抜きとつて持ち出すといふ氣持は一つもありせんけれども、世の中といふものはやはり表に出るものと裏の裏のところが違ふものではない。私は実はさういふ思つております。そこでこれは評判が悪いといふことはあるかも知れませんが、又世間で評判が悪いのは悪いほど私はこの法律案については、私は責任を回避すべきものではない、ごう思つております。若しこの法律案ができた結果日本の教育に非常な悪い影響が生ずるとなれば、これは未代まで大達の大責任であります。私は甘んじて世間の批判、この法律案を通す現在だけでなしに、今後ともその批判は甘んじて受けるつもりであります。併し私自身としてはこれは御意見はありましようけれども、この法律案といふものが必要であるといふものの信念には何らの動揺もいたしておりません。又これについて引込めるとか、訂正するとか、政府のほうから考へを直して貰きたいといふことを少くともその本質的な面において申上げる氣持はありません。従つて修正をして頂くとか何とかいふことはありませ

ん。この通りに一つ成立させて貰きたい。ごう思つております。

○加賀山之雄君 文部大臣に一つお尋ね申したいのですが、文部大臣は今回のこの二法案について、いづれも教育基本法の第八條二項が今度の二法案の根據であると言われましたが、この教育公務員特例法の一部改正の法律案について、第八條で申しますと、この第二項に「法律に定める学校は、特定の政見を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」ごうあるわけですが、それを今回の法律におきましては地方公務員であつた公立学校の教員を國家公務員にしてゐる。そうしますと國家公務員法から人事院規則というものがその例によつて適用されることになつてゐるわけでありまして、この人事院規則の中の条項で、政治教育をしてはならないといふことに關する条項は余りないやうに私は見受けられるので、その他政治的活動をしてはならない、ごうこの問題が多いように思ひます。むしろ教育そのものについてはこの人事院規則の第七項で、この規定のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため當然行ふべき行為を禁止又は制限するものでない。ごういふことで教壇におけるいわゆる教育自体についてはむしろこれを擁護するやうなところが見えます。そこでこの政治的活動が主になつてゐるやうであります。政治的活動をしてはならないといふことには「特定の政見を支持し、又はこれに反對するための」といふことが附けてあるわけでありまして、併し一方この人事院規則によりますと、政治目的といふことが規定されて政治目的

のためにこれ／＼の行動をする場合、行為をする場合、これが禁止されておるといふことであります。多少、そこでその範圍といふか、内容が違ふやうに私どもにはとれるわけでありまして、政治的目的といふものをきめて、その目的を以て政治的行為をしたものは、これに反對するため、或いは支持し又はこれに反對するための政治的活動、ごういふふうになるのかどうか、その点をお伺ひいたしたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 初めのほうの問題、或いは私御質問を聞き違へておるかも知れませんが、申し上げて、若しごういふことがありましたら改めてお尋ねを頂きます。この八條の二項にありますが規定は、これは「学校は」といふ書き方をしております。これは学校といふものが、何と言ひますか、ごういふ行為をするといふものでありせんから、「学校は」といふ書き方は、私は、学校においては、或いはまあ極く通俗的な意味で学校はごういふことをしてはならない、ごういふふうには断んでいいものではない。つまり、法律に定める学校においてはごういふ特定の政見を支持したり反對するやうな政治教育といふものを行つたり、或いはその他の政治的活動をしてはならない、ごういふことは、その学校といふものがあり方といふものをきめたものであると思ひます。言葉を換えて言へば、学校における教育において非常に偏つた政治教育が行われたり、或いは学校が政治活動の場に供されるといふやうなことがあつてはならないといふ意味であると思ひます。そこで、この特例法と申しますか、公務員に關する政治行為の制限といふ問題になりますと、これ

は八条の二項とは直接には関係がない。第八條の二項に政治活動云々という言葉が使つてありますが、これは「学校は」という書き方でありまして、この公務員の政治行為というものを直接指しておるものではない、こういうふうに私は考えております。ただ、公務員の政治行為の制限をするということは、これは学校の教育活動というよりも、むしろ教育に従事しておる先生がたの個人的な政治行為の制限、学校とか教育とかいうことを離れてそういう点に規制を加える、こういうふうに思つております。それじや八条の二項に全然関係はないのかというところでもない。そういう先生方が非常に深入りした政治行動をとられるというところは、自然にその人が政治的に非常に偏つた立場に立つようなことになるから、つまり深入りした熱心な立場をとられるようになるから、それがおのずから公務である教育である教育に反映をして、その担当する任務たる教育においても偏向的な面が出て来る虞れがある。それが若し出て来れば、この八条の二項の、つまり学校において偏向的な教育をするという、そこで問題が起つて参ります。でありますからして、そういうことの起らんように、その点を保障する意味において政治行為の制限というものを先生の個人的な面に、つまり社会人としての先生に政治的行為の制限をする、こういう考え方である。八条の二項というものの政治的活動という字は、公務員の政治行為、政治活動云々ということとを直接指しておるものとは思つてありません。

○加賀山之雄君 そういたしますと、

学校教育法におきまして、学校の閉鎖命令なり、それから設備はともかくとして、授業の変更命令ということが十三條、十四條に規定されておるのであります。これによりまして、「法令の規定に故意に違反したとき」と「法令の十四條には「法令の規定又は監督庁の定める規程に反したとき」ということとで、一方においては閉鎖を命令することができ、一方においてはその変更を命ずることができるといふふうになつておるわけでありまして、この法令の規定並びに監督庁の定める規程の内容はさういふものであります。これは当然私は教育基本法がこの「法令の規定」の法令に当ると思いますが、学校としてさういふふうなことが行われる……、先ほど大臣はこれは社会人である教員自体を取締ることによつてさういつた偏向的教育が行われないうにしようのだと言われましたが、学校として或いは職員會議でこれは偏向にやないと飽くまで言い張つて、さうしてさういふふうに行われる場合は、この規定によつて、これを閉鎖、或いは変更を命ずることができるといふように私は考えるのでありますが、その点について如何お考えでございますか。

○國務大臣(大達茂雄君) この十三條の規定、これは学校として故意に法令の規定に……、つまり殊更承諾をして法令の規定に違反するために違反したというふうな、非常に重大な場合であると思ひます。これは学校の閉鎖といふことは非常に重大でありますから、非常に重い場合であり、その判断は、裁量といふものは、これは監督庁がすることは当然であります。監督庁にこ

ういふ非常な権限を、極めて狭義ではありましようが、例外的にこれを予想して、さういふ強い伝家の宝刀の権限を教育監督庁に与えてあるものと思つておられます。只今問題になつておりますことは、学校自身が一体となつて、つまり学校の方針として偏向教育を行い或いはその他法律も規定に故意にそむく、学校全体として、さういふ場合はこれはまあ殆んどない。偏向教育については言へば、私はさういふことがあつてはならず、又事実においてもさういふことがあろうとは思ひません。併しこれはまあ偏向教育の場合だけではありません。学校全体として、法令の、法律の域を離れて經營される、さういふものがある場合には……、これはただ偏向教育の場合について言へば、この問題になりまして王子の朝鮮人学校、これなんか偏向教育の、これはまあ学校の個々の先生が偏向教育をしておるといふよりも、学校全体の考え方として非常な特殊な教育をしておるといふことは、これは言えるだらうと思ひます。現に東京都において最近問題になつたのでありますが、さういふ場合には閉鎖を命ずるといふようなことが起ると思ひますけれども、今通常の場合においては、これは個々の教員が、つまり学校全体としての個々の教員が偏向的な教育をするような場合、それのないようにしたい、その方法としては教育公務員の政治行為を制限するといふことも、その個々の先生方が自重をして、個々の先生方が政治的な中立という立場をとつて、それに対して個々の先生方の偏向教育といふことのないようにしたい、さういふことであります。

○加賀山之雄君 学校としてはさういふことにすることは殆んど予想できない。そこで個々の社会人である教員を政治的な偏向に向かわせないことが今回の法律の目的であるといふように伺ひましたが、さういたしますと私はこの教育基本法から出發したさういつた個々の先生たちのいわゆる政治偏向をとめれば、私はこれは明らかに教育基本法の精神に基き又教育という特殊な性質から出發して特別の規定があるべきである、私はそのために教育公務員特例法が規定されていると思ひますが、教育公務員特例法の中には、特に教員といふものの身分に相当するさういつた制限は何も設けられないので、別の属性であるところの地方公務員である或いは国家公務員であるという属性に基いた制限に服しているに過ぎないといふことになつておりますが、私は本来の意味から言へばいわゆる教育、特に義務教育という立場から見た場合に、根本的に言ふならば、これは教育者としての立場から来る一つの制限なのでありますから、教育公務員特例法の中に特別のさういつた制限を付するが至当ではないかといふように考え

る、この国家公務員の中に規定されていることは一方よく議論されておりますところの国家公務員或いは政府の機関或いは意思を代行するとか或いは執行機関であるといふような性質から来る制限も多分にある。ところが教育と一般の行政機関の公務員とはさういふ点においては非常に性質が違ふのではないかといふような議論が行かれておりますように、教育公務員にさういつた特別の制限をするなら、教育といふこと自体に即した制限をすべきである。さうするならば教育公務員の特例法中に規定されるのが至当であるように、本来であるならばさうあるべきであると考えますが、大臣の御見解は如何ですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 立法技術の問題として国の教育公務員それから地方公務員たる教育公務員、これは教育公務員であるといふ見地でこれを一掃にして、さうして教育公務員特例法といふものがありますから、教育公務員といふ見地から両者合せてそれに対する政治行為の制限の規定を特例法の中に設ける、これも立法技術としては考えられることであらうと思ひます。ただこの法律案におきましては国家公務員についてすでに制限の規定があり、さうして国家公務員たる教育職員といふものが他の一般公務員たる国家公務員との間に同じように国の仕事をしておるのだといふ点から、これはその仕事の内容といふものを一々區別をしないで、国家公務員としての一般的な制限に服している、特に一般公務員と教育公務員との間にはそこにその仕事の性質上制限の内容を変えなければならぬといふことがあれば、それは教育

公務員だけを切り離して別な制限に服せしめるといふ問題が起ります。併し現在の立て方は教育公務員であろうとも或いはその他一般の公務員でありましても、これを区別をしないで国家公務員として一般に制限を付けられていく、これは現実の問題としてそれが適当であるかどうかという問題はありません。併しそれを一般の、そういうふうにして、国家公務員であればその仕事の種類の如何にかかわらず、言葉を換れば、公務員の内容にかかわらず一律に人事院規則の制限を受けていく、こういうことになつておりますので、今回の法律につきましては、つまり地方公務員であつてもその仕事の性質上同様な制限を受けなければならぬ、と申しますことは国家公務員に対して政治行為の制限をする、一体何も公務員だからして特にそれをいじめるために、窮屈にするために制限をする、こういうことは立法論としては成り立つ余地はありません。そういう制限をするといふことは単に法律上の目的がそれに伴わなければならない、それは公務員が適正に行われるといふことを保障する、こういう見地から来ているのであります。

〔委員長退席、理事鈴木幸弘君着席〕

国の公務員が適正に行われるといふことを保障する、この場合にはその公務員が教育であろうとその他の行政事務であろうと、その他の各般の国の行為であろうと、その点は区別なしに国の事務が適正に行われるためにはこういう制限が必要だ、こういう見地で制限が設けられて、そこで地方教育公務員の公務員というものをとり上げて見るといふ

ど、国の公務員に対して政治制限をして、そうしてその適正な執行を保障しようとするところの国が管理しているところの教員、つまり国立学校の教員そのものと、地方の公立学校の教員その間には実質的には何ら差違がない、つまり制限をしようとする目的は、その公務員を守ろうとするのが目的であります。その守られようとする公務員といふものに何らの差違がないとするならば、それを守るといふ手段も又同一でなければならぬ、守る手段も又同一だ、こういう考え方でこれを国の公務員たる教育公務員に同時にしよう、こういう考えに立つていくわけであり、その事務について言えば、県庁に勤務されている地方公務員と、そうして或いは中央の各省、つまり国の事務を担当している場合、これはその公務員の性格が違ふ。一地域に属する公務員である、それから国全体に属する公務員である、その点にはつきりした性格上の区別がある。然るに教育の場合におきましては、それが地方公務員の手によつて扱われることによりまして、保証を必要とするところの公務員の内容は、国の場合と地方の場合とによつて何も区別がない、公務員そのものの性質が何ら変りがないとするならば、それを保証するための方法も又同一でなければならぬ、でありますから、これを地方公務員といふものから外して政治行為の制限という枠から外して、そうして国家公務員並みの制限にするといふことは、地方公務員について比較して見るといふと、他の一般の地方公務員の担当するところの地方公務員といふものと、それから地方公務員であるところの教育職員が担当するところの教育職員が担当するところの教育と

この教育といふ公務員と、これを比べて見るといふと、片方は国家的性格を持つものである、片方は地域的性格を持つものである、その公務員の内容の本質が違ふのであるからして、若しその公務員の適正な執行を保証しようとするならば、その公務員の本質に響つて同一の方法をとられるのが当然である、こういう考え方であります。

〇加賀山之雄君 大臣の言われること、よくわかりますが、私はそれだからこの教育者という特質が先ず考えられるべきで、地方公務員であるから、或いは更に言えば私立学校というふうなものは第二義的な属性に過ぎない、だから教育者、特に義務学校の教育者といふ資格が非常に大事なんだ、第一義的に考えられなければならない、だから本来から言えば教育公務員特例法では足りない、小学校における教員に對して教育基本法の精神は、この教育を守るといふ立場からならば、全般に適用すべき観念ではなからうか。従つて根本的に言ふならば今申したような教育職員特例法というその中で、義務諸学校だけでなければ義務諸学校におけるところの教員についての制限を付するといふのが私は本筋ではなからうかと、かように考えるわけでありまして、ともかくとして大臣としては特にいわれる国民全般に奉仕するといふ全般的に直接関係するといふことに本質を置いて、国家公務員と同じ法の規定を今度その例によつて適用すべきであるといふことにこの法律はなつておるわけでありまして、そのために非常に荒い綱がばつさりとかかつて、これも今日までの審議中に明らかにされて

おりますように、そのために地方公務員と国家公務員との差違から来るいろいろの矛盾もある。例えばこれは庁舎を利用するとか、或いは公務員に金を渡すとかいふようなことが問題になつておりますが、私非常に大きな矛盾は、例えば地方公務員で言つて町村長リコールなんかはできないことになつて、地方自治体の執行機関に對してこれを支持し、或いは反対するために活動することができないようになつておりますが、今度の国家公務員にはそういうことは無い。ただ内閣に反対する、或いは支持する、或いはこれに反対するといふことは禁止されているが、地方の執行機関に對してはそういうことをしてもいいといふようなことになつたり、非常にそこら辺に矛盾がある。つまり非常に綱が粗くて、而もその中には明らかにどうも行政権を持つた執行機関特有の性質のために禁ぜられておるような政治活動も含まれておる、かように私は考えるわけでありまして、さういふ意味からして私は教育者としての制限は別な見地から、例えば公職選挙法にありまふように子供を使つてさういふ政治活動をしてはいかんといふようなことは、これは非常にいゝゆる教員の特性に相応する規定だと、そのような見地から私は申上げた次第であります。その点について、もう一度大臣にお伺いしたいこと、そうしてさういふように非常に粗い綱を被せられたことによりまして私が一番心配することは善良な教師たちが、これはまあ非常に多い、大半がさうだと思ひますが、偏向教育なんというやうなことを意識したこともないやうな先生が非常に多い。そういう人たちが

この粗い綱を被せられることによつて非常に私は心配しておる。こういう法律が出てさういふ人が全然心配ない。これは十分それを守る善良な教師たちを守るという保障、これを大臣はどういうふうに確言されるか、その点を私は一点お伺いしておきたいと思ひます。

〇國務大臣(大達茂雄君) 前の問題であります、これは教育といふものが少くとも義務教育等に関係する場合におきましては、これはその教育の内容となきやならん立場である。従つてその教育が国立学校において行われても公立学校において行われても、或いは私立学校において行われても、その点は、その内容は同一であると思ひます。でありますから、その点だけに考へてみれば、その保障として教職員の政治活動を制限する場合に、国も公立学校も或いは私立の学校も同じでなければならぬのである。これはその限りに對して成立つ考え方である、こう私も思ひます。ただ御承知の通り憲法におきましてはとにかく國民の自由といふものについては、よく／＼のことかなければこれを規制をしないといふ、これはさういふ建前であることは言ふまでもない。そこで同じものでありまして、その教育が公務員として扱われておる場合と、公務員の形式をとらない場合とはどうしてもそこに區別を置かなければ、別の見地から職業によつて、一般の民間の人であつてもその従事する職業の如何によつて自由が制限されるといふことは、これはなか／＼別の意味で重大な問題であると思ひます。

でありますからして、この政治制限というものは、飽くまでも公務員というその公務という形式をやはり採上げて来なければならぬ、公務という形でもなしに行われる場合には、これまでも網を被せて政治行為を制限するということは、他の人の自由を守るといふ見地からこれは慎重に検討せられなければならない、こういう関係が起つて来ると思ひます。これはなか／＼むずかしい問題であります。ほかの例について言へばいわゆる三公社五現業ですか、事実上国の事務に属することを、民間団体のような形式に移してその仕事をさしている、国有鉄道の仕事であるとか、こういうことは国家公務員と、公務という形式はとりませんけれども国家公務員のことと同じ内容の仕事をしてゐるのである、こういうことが言へると思ふ。併しそういう公社というような形になれば、すでにこれは公務員という身分を離れてしまひます。従つて内容は同じものであつてもこれに対して政治行為の制限をするというところは、公務員にあらずものことにありますから、やはり同じような問題がここにも起つてゐる。仕事の内容だけから言へば同じでなければならぬ、いやないかという議論が成立しませうけれども、同時に公務員であるといふことから来るつまり全体に対する責任者である。国全体に対する責任者であり、或いは又地域全部の人々に対する責任者である、こういう法律觀念に根據して、そこにその責任者たるの責を全うさせるために政治行為の制限をする、つまり偏つた立場はとつてもらいたくない、こういうことであります。

ので、御意見には私は教育という一点だけを採上げて言へばこれは御尤もな御意見であると思ひますけれども、併しその点だけから人権の制限といふことを簡単にするといふことはできない。でありますからして今回の提案といふものは、その公務員であるといふその身分といふものを基本にして、それに対して制限をするのだ、こういうふうな御了承を頂きたいのであります。それでよかつたのですか。

〔理事 鈴木亨弘君退席、委員長着席〕

○加賀山之雄君 今言われたような気持でこの国立学校の教育公務員の例によつてこのようにされたといふことは一応わかりましたが、そうなつた場合に今度大市に地方公務員たる資格から国家公務員と同じ取扱ひを今度受ける教育者諸君の中で、私は非常に教育に熱心で而も良心的で、善意をもつて子供を愛着してゐる先生がたが非常に多い数だらうと思ふのであります。これは冒頭に御質問申し上げましたが、そういうような先生が今度のこの法案に怯えておると言つては非常に私に言い過ぎかも知れませんが、非常に広汎である。この人事院規則の定める十七の項目にして見ても、非常に多くの事項が入つて来ております。従ひましてやはり一般の公務員と違ひまして、書類の持廻りをやるとか会議をやるとかいうことが仕事じやなくて、日常生活の前に立ち又父兄に接し、或いはこれはロード・スピーカーで話をしなければならぬ場合、集会に出なければならぬ場合、或いは図書や図画、音楽、形象等を発行したり回覧したり、そういうような機会が非常に多い、従ひまして

てそういうようなことが、場合によつては生徒の演劇の指導もするといふようなことからして、この中へ入つて来る関連した事項が非常に多いように思ひます。ことごとくに教育のいろ／＼日常のことと心配になつて来る。私はこの心配も極めて私にもよくわかるような気がするのであります。この法案が万一通過した場合に、私はそれらの先生がたはそういうことについて全然心配ないのだ、大臣は何らの偏向の意思なく良心的にやつてゐると思へば全然そういう心配はないのだと言へますが、これは中立法の場合と違ひまして、個々の先生が対象になるわけでありまして、第七項によつて職員の本来的職務を遂行するため当然行ふべき行為は、これはこの中に含まれないといふように言われておりますが、併し心配である、又いろ／＼そこに問題なり関連なりも起ることと思ふのであります。その場合に、これはそういうことは絶対にこういうことによつて守るのだといふような確たる方策がありかどうか、それを大臣から確言を私にして頂きたいように思ふのです。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほど私は第二番目の御質問と関連して只今の御質問であつたのであります。つまり多数の先生は自分の職務を曲げて、ほしいままな教育をするといふ気持は持つてゐない、であるからして、それらの先生がたに対してこういう強い政治行為の制限をするといふことは誠に……まあそれらの先生がたに非常に窮屈な思いをさせる、偏向教育をしようとするような先生、或いは一派に偏つた教育をしようとする先生、そういうものに対してはともかくも、一般のそうでない先生がたに対してこういう制限をするといふことは行き過ぎの場合が起る、又それらの先生がたが良心的に仕事をする場合に、それを一体どうして安全に保護するかと、こういう意味の御質問だと思ひます。成るほどそういう点はあります。これはただ法律の建前といたしましては、公務員である者は現実の政争の渦中に、本人がどの政党を支持し、又選挙のときにどういふ人に投票をする、これは無論當然なことでありまして、併しその公務員たる身分を持つてゐる人は、現実の政争の渦中に巻き込まれ、そうしてまあ強い言葉で言へば、政治運動に狂奔をするといふようなことのないようにあるべきである。これは窮屈な場合を生ずるかも知らんが、これは公務員についてはそういうことが要求せられて然るべきものである、こういう見地は現行の法制の上にとられておる態度であると思ひます。従つて国家公務員についても地方公務員についてもやはり同じ考え方で、公務員といふものは余り政治に深入りをしては立場をとつてもらふ、こういう考え方であります。そこで、これはまあ偏向教育の場合に現れることが多いのであります。併しこれは一般的なことであります。必ずしもいふゆる偏向教育ばかりではあります。自由党の非常な熱心な支持をし、選挙のために自由党なら自由党のために夢中になつて、まあ自由党員として活潑な運動をしておるといふような先生が、どうも自由党……自分の党派に属しておる人の子供に対してはいふ点をつけるとか、或いは上の学校に進学するような場合に最良するような、依怙最良な

ことをするとか、こういうことも起る場合を考えて、これは必ずしも偏向教育だけではありません。その公務といふものが全体に対する責任という立場を離れて部分的な利益或いは一部分のために動く、こういうことのないようにしなければ、全体に対する責任にならない、まあ政治問題でありますから、それがいわゆる一党一派に偏つた教育として現われる場合が通常でありましようけれども、必ずしもそういう場合だけではないので、つまり非常に政治運動に夢中になると、おのずから教育の面において不公平なことが生じ、教育だけを公平に保つて、公務員の上には不公平が生じ得るから、公務員である間は、そう立入つた選挙運動とか立入つた政治活動は控えてもらふといふことが、公務員という身分から来る国家的な要請である。少くも現行法上はそういう要求を公務員に対して持つておるんだ、こういうふうには私は考へます。でありますからして、その限りにおいて公務員が一般の民間人と違つて、政治活動の面においては束縛を受けるといふことは、これはやむを得ない。これはひとり先生がただけではありません。多数の国家公務員の場合におきまして、これがみんな悪な悪い人ばかりで、こういうことではないんであつて、やはりそういう人が公務をとりながら、傍ら個人としてではありますけれども非常に熱心な政党ファンド、選挙のたびに飛び出して運動をするといふようなことであれば、自然にその公務に影響が、同じ人間のすることであるから、どうしても影響が来る虞れが強い。そういうことの虞れをなくするために公務員である限り政治

制限に服してもらわなければならぬ。法律上そういうことを要請する建前でありますから、それに関する限りは良心的な先生がたで不自由を感じられることがあつても、これはやむを得ないものである、そういうふうな考えでおるわけであります。ただ人事院規則の内容を見ると、随分いろいろなことがたくさん書いてある。この内容については、当否の論は別であります、これについて、非常に広汎に亘り過ぎて、殆んど何も、政治的な発言も何もできなくなるというふうな一般に見られておられますけれども、併しこれは私も人事院規則をよく読んでみると、いふと、そう非常に窮屈千萬なものであるとは思われません。第一目的というものを制限しておる。ここに掲げられた一定の行為であつても、この人事院規則に掲げてある目的によつてやらん場合には、これは禁止された行為ではありません。その目的ということも、例えば選挙の場合に特定の候補者を支持又は反対をする、或いは特定の政党を支持又は反対をする、或いは特定の内閣を支持又は反対をする、或いは又政治の方向に影響を与える目的をもつてするとか、政治の方向という言葉は非常にむずかしく解釈されるかも知れませんが、今日は民主主義という方向で政治が流れておる、それを逆流させて他のファツヨであるとかその他の政治主義に方向を変えようとする、そういう根本的な問題を指しておるものであるということが、人事院の解釈としては、はつきり示されております。又地方の問題につきましてもリコールをするんだとか、或いは地方議会の解散の要求をするんだとかいうような、

極めて強い政治目的をもつてする場合にのみこれが限局されておるのでありますから、いつも話の出ますように、もう少し予算を上げてもらいたいとか、或いは又給食をどうしてもらいたいとか、そういう類のことはこの目的のうちにはちつとも入りませんから、これはそういう点まで窮屈であるということになればこれは由々しいことではあります。けれどもこれは人事院規則を見れば極めて明瞭だ、極く根本的な政治の基本に關係するような目的を持たない限りは禁止はされておらんのであります。でありますからして、これは人事院規則は成るべく正確に個々の行為を捕捉しようとしたからして、これはまあ十七もあるという非常に広汎な窮屈な規定だという考えのように見えますけれども、個々の場合を一々書き並べようとする、かなりこういういろ／＼なものが出て来る、これを包括的なことに書き表わそうと思えば書き表わせないと思ひますが、そうすると実際の運用においては列挙したよりももつと窮屈な、つまり縛られる範囲が広がる、できるだけ具体的に、はつきりした行為をこれに限定して、そうして個々に書き表わしたということ、これは数は多いというところは、私はむしろ包括的な書き方をすれば非常に広く解釈される虞れがあるというところの配慮から来たものであらうと思ひます。殊にこの目的において極めて強い目的をもつてする場合だけに限定をしてありますから非常に窮屈になる、殆んど日常の生活の上において誰もが言うような政治的な希望であるとか、或いは苦情であるとか、そういうようなことまでも言えなくなるというよう

なことは、これは人事院規則からは出て参りません。従つてそういう非常に強い政治活動はすると、併し学校の教育においては極めて熱心なまじめな教育をするという先生もありましよう。これは国家公務員の場合においても或いはその他の地方公務員の場合においても或いはそういう人はあるかもしれない。公私の区別を厳重に立てて、自分の政治的立場と別に公務については厳重に執行する、こういう人も決してそういう立派な人もないではないけれども、先ず一般の人間の習性から見ても政治運動に熱中し、一方的な政治的立場に夢中になるといふと自然公務の上にそれが影響して来る。だから公務員となれば窮屈であるけれども、まあ大変長くなつて済みません。併し私はこの法律案の趣旨を本當に御了解を得たいと思ふので申上げますから、くだいようであります、そういう趣旨でなつておりますから、その点これは公務員であればやむを得ないものであるといふふうに御了承を頂きたいと思ひます。

○加賀山之雄君 ことは非常に大事なところでありますので私はもう一度伺いたいのですが、これは大臣のお話によると、教員である立場上政治に余り熱中することはいけぬ、これは私もよくわかります。それからただこの人事院規則の第六号にきめたことは大した問題じゃないと言われる、この点は私は承服できないので、これを厳密に適用しようとするれば私は決してこれは大した問題でないどころじゃなく、非常に多くの問題を含んでおると私は考えます。で、ただこういうものを出す場合、こけ威してこういうものをそ

う採上げる気がないと言えればそれまでの話であります、この行き過ぎをたしなめるためにこれは厳密にやはり先生としては制限を加えて行かなければならぬのだという見地に立てば、私は決して大した問題ではないどころじゃなくして、かなりこれは多岐に亘つて非常な制約を受けるのが当然だと私は思ひます。そこで私は何つたのはそういうことじゃなく、若しこれが、この法律が通過をしてこれが実際の問題になつて来た場合にいろ／＼の問題が出て来ようと思ふのです。まあこれはいろ／＼公聴会等でも或いは話が出ておられますように、まあ警察権がやはり先生がたを追ひ廻すことも出て参りますし、それだけじゃなくして、やはりPTAの間とか、或いは先生同士の間には市町村の執行機関と先生の間、或いは校長と先生の間、或いは教育委員会、地教委等と先生の間といふふうないろ／＼の問題が考えられるわけでありますが、結局その場合に善良な先生を守ることもできるのかどうか、そういうたい／＼の面に曝されて日々教壇に立たなければならぬ、本當に哀情を持つた先生は飽くまでも私はこれを守つて、良心的な教育をしてもらふことが日本再建のために大事である。教育基本法の精神を貫く上にも大事であると思ひます。が故に、私といたしましてはそういう先生の立場は飽くまでも守らなければならぬと思ふ。一体それを守るのは誰か。文部省か、或いは県教委であるか地教委であるか、或いはその他の先生たちのグループであるか。これらについての保障がはつきり立ちません、これは全く個

個の弱い先生方の力を鈍らせるということも、私はあながちこれは単なる揣摩臆測ではない。単なる杞憂ではないと私は思ふ。勿論一方におきましては実際以上にこういうことにこれが出たら大変だといふようなことが言われておられますけれども、私はそういう極端な説は別として、私はやはりそういうことが地方に起きる可能性は考えなければならぬ。その場合に教育を守り、特に教育基本法の第十條において教育が立派に行われる保証を、諸条件を整備することは、文部省のこれは非常に大きな責任だと私は思ひます。で、そういう見地からこの件についてこういうことがあるから、そう心配は要らないのだといふことがはつきり文部大臣に言つてももらはないと、これは私が心配するだけならばよろしのですが、地方におけるこの数十万の先生がたが、やはり不安になつて教育の力が鈍るというふうなことになるは大変だと、そういう見地からお伺いをいたした次第であります。

○国務大臣(大達茂雄君) この法律案が出るという罰則を以てそれらの人々の政治行為の制限といふことはなされるのであるから、従つてそこには教員同士の間においていろ／＼これが因になつてお互いに探り合うとか不和を生ずるとか、或いは教育委員会のほうからいろ／＼白い目で見られるとか、そういうことで善良な先生がたに迷惑を及ぼすじやないかというところであります。これはそういう場合もあり得ると思ひます。ふだん仲の悪い先生が何かこの法律に触れているようなことをした場合には、その仲の悪い先生のほうでそれを警察に言いつけるとか、

或いはあいつはこういうことをしているというふうなことを言ひあつたといふような場合も、これは完全な立派な人ばかりではないのでありますから、そういうことは勿論あり得ると思ひます。併し法律の建前から申しますと、まあこれは国家のすべての公務員の場合についても同様であります。教員だけの場合ではありませんが、かような政治行為の制限をするというところは、これによつて公務の適正なる遂行といふことを保証するといふ面と、それからもう一つは公務員自身が安定した立場で仕事に専念することができるといふ面と両方を持つておるのであります。で、つまり法律の規定を離れまして、例えば学校の先生が非常に政党内に熱心で、運動や何かをしよつちゅうしてゐる。教育委員の人の中には、その先生と反対の立場をとつてゐる人がある。そうするとあいつはどうも自分の反対の運動ばかりしておつてけしからんといふことで、その先生がいじめられるとか、或いは又地方の一般公務員の場合におきましても、知事が選ると今度は反対の知事が来ると、今までまじめにやつておつたけれども、あの男はもうも前知事時代にその党のために一生懸命にやり過ぎた。どうも不都合だ。こういうことで地位が脅かされる。そういうことが世の中の実情としてはあり得る。でありますから、公務員としてはそういう深入りした立場をとらないといふことがその公務員としての地位、これは上の人は選るのでありますから、そういう上の人、が、どういふ人を選つて来ても、その中立的な立場をとつてゐることによつ

て、その公務員の地位が保護される。こういう面をやはり教育……、そうして安んじてその仕事に専念することができるようにと、こういう配慮からして、この政治行為の制限をなされておる面があるものであります。これは法律の上におきましても、その他の場合におきましても、これはそういう点にはつきりしておるのであります。人事院規則の、この運用方針について、人事院から出してあります。「この規則の目的」といふ事柄の文章のうちにも、この点を強く言つておるのであります。長くなりましても、大事な点であります。「国の行政は、法規の下において民主的且つ能率的に、運営されるべきことを要請される。従つて、その運営に携わる一般職に属する国家公務員は、国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持することが必要であると共に、それらの職員は、地位は、たとへば、政府が更迭するごとに職員は異動が行われりすることがないよう政治勢力の影響又は干渉から保護されて、政治の動向の如何にかかわらず常に安定したものでなければならぬ。」云々と、これが、こういうことについて行きたいといふことが、この政治行為制限の一つの目的といひます。狙いとなる。そうして公務員が安んじて、安定した気持ちで、その職に専念するようにさせたい、こういうことが一面、これは保護する意味での規定であります。又地方公務員法の三十六条、地方公務員の政治行為の制限をしてあるところの三十六条の五項におきましても、この点は法律の上ではつきり言つております。「本条の規定は、職員

政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員利益を保護することを目的とするものである」といふ趣旨において解釈され、及び運用されなければならぬ。職員の利益を保護するといふことは、職員がふだん非常に偏つた政治的立場をとるといふと、上の人が選るといふと、すぐ地位が脅かされる、そういうことのないように、安定した地位に立つて、公正なる公務の運営に当るよう、そういう状態に公務員といふものを置きたいと、これが地方公務員の場合でありましても、国家公務員の場合でありましても、政治行為の制限をする一面において、公務の適正を確保すると共に、他面その公務員といふものの身分といふものを、これによつて保護し安定した状態に置くこと、こういうのが目的であります。決して公務員といふものにただ窮屈な思いをさせるという、こういう趣旨のものでないことを御了承願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 ちよつと関連して伺つておきたいと思ひます。先ほど文部大臣は加賀山委員の質問に對しまして、この政治的目的、或いは政治行為といふものは、はつきりきまつておるのだから何も心配がない。こういうふうなお言葉の中で、この政治的目的でも、政治の基本に触れるものでなければ別にこれは差支えない、こういうふうな御答弁がございました。併し、この人事院規則一四一七の「政治的行為」といふのを成るほど全部読んで見ても、大臣が言われるような御答弁の具体的な表現が何もない。例えば「特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。」四に、「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。」五、「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。」六に「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害する」といふこと。云々。これらはすべてです。いろいろのあらゆる場合におけるこの政治的目的の定義にされておるわけでありまして、どれを見ても、それが政治の根幹に抵触するものかといふ言葉上の表現は何もない。私は思ふのです。で、大臣は、これはどの項目を指して、政治の根幹に影響を及ぼすものであるかないかといふことを、どこで一体判別するとお考えになつてゐるか。結局濫用といふようなことが非常な不安を及ぼしてゐるといふところから出発した加賀山先生の御質問でありますから、私もそういう意図でお尋ねしておりますから、どうぞ明確にどの条項をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この目的に書いてあります初めのほうの、特定の内閣を支持し又はこれに反対するといふ、或いは政党を支持し又は反対する、こういうふうな、いわば何といひますか、典型的な政治運動であります。それから一番問題になる点が、この五項の五号の「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。」、こういうことであつて、政党とか何とかがいふのじやないに、具体的な政策について主張し、反対する、こういうことでありますから、これは読みよふによつては非常に広く解釈される虞れがある。従つて問題はこの「政治の方向に影響を与える意図」とこの解釈の問題であります。このことについては、この人事院のほうで作つた、この運用についてという詳細な解釈といひます。これによりまして、第五号の「本号にいう「政治の方向に影響を与える意図」とは、日本国憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとする意思をいう。こういうふうな人事院ではこれを発表してゐるのであります。でありますから、それで「特定の政策」とは、政治の方向に影響を与える程度のものであることを要する。つまり今日の我が国は、民主主義といふことで、その理念を基礎として政治の方向が定まつてゐる。その方向そのものを變更しようとする、そうしてそれがためにこういう政策をとらなければいかん、こういうことを言う。こういうその政策で……民主主義といふその政治の方向といふものを變更するやうな政策でなければならぬ、こういうふうなこの人事院のほうで、解釈を発表しております。でありますから、これは極めて根本的な問題だけに限局をされてゐる。これが説む人によつて、これは広く説めないことはいふ文句であります。これは非常に立法的に、文句はむづかしいと思ひますけれども、そういうふうな取扱はれており、又この人事院規則の政治行為制限といふものも、先ほど申し上げた地方公務員法にも書いてあるように、やはり一面職員を保護するといふそういう趣旨で運用されなければならぬといふことも、やはり人事院では、はつきりその解釈を

表しているのではありません。

○高田なほ子君 成るほど第五号の解釈はそういうことになると思いますが、私も全くそうだと思います。そうすると、先ほど大臣は、政治の根幹に影響を及ぼすような重大なことではない以上は、何もそんなにひどくぎゅう／＼縛るのじゃないと、こうおっしゃった。そういうしますと、第五号だけは、この人事院規則の中で大臣のおつしやるように、お考えのように、該当するかも知れないけれども、ほかのものはそんなに心配しなくてもいいのだと、こうおつしやいますけれども、そうすると第五号を除くそれ以外のものは別に關係がない、こういう条項でもあればこれは別問題でなければ、何もないわけでありまして。このまま、なまで適用されて参るわけでありまして、たとえ大臣は善意を持って、政治の根幹に影響を及ぼすものでなければとおつしやつても、現実にはどういふふうに響いてあるわけですから、これは幾らお口でそうおつしやつたとしても、これは何もならないということになると思ふ。これはまあ意見の相違といえればそれまでですけれども、非常にこういうところに矛盾がある。

それからもう一つ伺いたします。が、これも又非常に重要な問題であります。加賀山委員は、この基本法の第八條の第二項に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」即ち教員の学校におけるこの政治教育というものの限界、政治活動の限界、こういうようなことがきまつてある以上、更に又この人事院規則の政治行為、これを以て

又縛られるというふうなことは、これは大変混雜して来やしないかというふうな意味の御質問に対して、大臣は、学校では成るほどこの第二項が適用される、併しこの人事院規則の政治的行為というものは、学校の中ではなくて、これは教員個人の行動を規制するものである、こういうふうにおつしやつたと思いますが、その通り受取つてよろしいでございますか。

○國務大臣(大達茂雄君) その点はその通りであります。

それから前段のお話の分は、この選挙の場合に、特定の候補者の応援の運動をする、いわゆる選挙運動をする、或いは又政党の運動をする、こういういわゆる典型的なものが、目的のうちの一から四までで、五は只今申し上げたような基本的な、これは特定の政策でありますけれども、併しそれは政治の基本に触れるような重大なものであります。

それから六の場合、この公の機関が「決定をした政策の実施を妨害する」この「実施を妨害」という字を使つておるのであります、これは非合法的な行動、運動ということを含めておると私は解釈しております。実施にただ反対するとか何とかいう意味じやなしに、一旦きめられた、国の国民の意思として、或いは地域、民衆の意思として、決定をされた規則であるとか、或いは政策、その実施を……、それに反対するといふのはなしに、その実施を妨害しよう、こういうのでありますから、これは非合法的な行動といふものを含めたような規定でありまして、これも極めて重大なものであります。

それから七、八は、これはそれまでは大体国のことでありますが、まあ六は国と地方と両方、それから七、八は、今度は地方における、地方の政治についての行き過ぎと言いますが、強い政治的な行動、それを目的とする場合、そういうふうな目的は相当に私は絞つてあると思うのです。それがその目的を以てする行為については、それ／＼又その次の条項において列挙してあります。だからそういう強い政治目的が、それから列挙せられたような限定せられた行為が、両者が結びついた場合に、初めてこの公務員法の政治行為の制限が具体的内容になるわけでありまして。でありますから、しば／＼申上げますように、政治的な発言は殆んどできないのだ。つまり大学の先生あたりがこの法律案について発言しておられる。これはこの人事院規則のどこにも触れるものではないと私は思つております。これを、いや、それは大学の先生は強いから、そのことは構いません、中学校あたりの先生は弱いから恐れてしまふ、こういうようなことを言う人がおります。これは私は奇怪な発言であります。大学の先生は強いから構わずや。構わずやというところは、大学の先生が強いから人事院規則に違反しても、委細構わずやつておるのだというふうな言い方をされる、これは大学の先生を私は侮辱する言辭であると思う。大学の先生は、知つておられるが、原則に触れるような行為をあえてしておるというふうな言い方であつて、それは強いから構わずやのだ、小学校の先生になると弱いからそれは行かん、その法に触れるようなことを勝手にやらん。これは

弱い強いの問題じやない、法律に触れるような行為が……一旦成立したら、そういう違法な行為があつてはならぬ。ところがそういうようなことを言つて、そして大学の先生の場合はこれは強いから別だ、こういうふうな議論が行われております。私は奇怪な極端な議論であると思う。これは大学の先生がそういう発言をされても、この人事院規則のどこからも、それがいけないという結論は出ておらんのであります。というふうには私は考える。でありますから、しば／＼申上げますように、大学の先生が持つておられる政治的自由といふものは以下にもつと強く縛られるといふことはないのだというふうなことをしば／＼申上げておる次第であります。

○高田なほ子君 いや、大臣は私の質問したことに對しては答えにならぬのです。違ふことをお答えになつていらつしやる。大臣がそういうふうにお答えになるなら、私は非常に又ここにそれに対して議論がある。で、あなたがその質問の時間を長引かしたり何かするのは、極めて私は大臣の責任だと思ふ。今私はそんなことをお聞きしているのじやないのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 何です。

○高田なほ子君 そんなことを聞いておるのじやないのです。政治的な目的の条項については私も異議はありますけれども、それは時間もありあうふうですから、私は一点だけ質問して非常に疑義のある点を今質問したわけですが、五、六、七、八については、若干大臣

とは違つた見解を持つてゐるのです。おまけに、あなたはね、国立学校の大学の先生のことまで持ち出していられますが、そんなことは、私は南原声明を持ち出してあなたとここで激しく口論してみたいと思ふのです。併し時間が許しません。そこで私は別なことを質問してゐるのです。あなたはそれにもつともお答えにならないので、違ふことが答えられてはこれはいけません。

そこで私は議事進行を、私立つたついでに申上げますけれども、十二時半で、これは連合委員会もこの午後に予定しております。昨日は、連合委員会において実に各委員がもう涙の出るような熱心な討論を重ねまして、十二時まで委員はおりましたが、まだ人事委員のかたは若干残つてゐるわけでありまして、こうなりますと、一時から多分持つように公報に響いてありますから、我々も厚食をして一時に間に合わせなければならぬ。又晩も十二時というところになつても、これも実に基本的人権の侵害になるわけでありまして、(笑聲)こちらで休憩をして、正規の事態に戻したいということを私はお願いしたい。非常にたくさんございまして、私は次期の質問にこれは一つ優先的にやらして貰きたいと思ひます。

○岡三郎君 いいですか。

○委員長(川村松助君) 簡単ならば、まだ一分か、二分あるから。

○岡三郎君 この三公社五現業の話が出て、大臣の答弁はいら／＼とお變りになつてゐると思ふのですが、結局この公務の本質といふことを言われるが、大臣の言われていることは、これ

○國務大臣(大淺茂雄君) 私は身分と申しましたが、つまり公務員という身分を前提として政治的行為を規制しておりまする意味でありまして、公務員という身分のない者には政治行為の制限はされておらんのが現状であります。地方公務員でありましてやはり公務員であるという身分を持つておるという前提に立つて政治的行為というものゝが制限がされておるのであります。それで先ほどの問題は、政治行為を主するか或いは全然しないかと、こう

○岡田君　今の点についても、そういうふうになれば、大臣の答弁なら、それならばもう地方公務員と国家公務員は教職員であるといとを問わずその論議から言えばこれは一緒にいいということになるのです。大臣の答弁から言えばそういうふうになると思う。

母論ならば一體の地方公務員も自家
務員も同じにしなければならんとい
論が出て来るのですよ。その点どう
です。私は今ここで議事進行があり
ますから言いませんが、その点は根
本問題ですよ。今の点は私はゆつり
あつて述べますけれども、もうちよ
つと文部省のほうも整理して行つて頂きたいと思
う。

○委員長(川村松助君) 永井君、須藤君から御発言を求められておりますけれども、これは次回にいたします。そ

四月二十四日本委員会に左の事件を託された。

一、學校給食法制定促進等に関する請願（第二三〇一号）
一、教育職員免許法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願（第二三五三号）
一、教育委員会法第五十四条改正に関する請願（第二三六四号）
一、静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情（第六三四号）

第三二九七号 昭和二十九年四月十三日受理

請願者 岡山県都窪郡庄村大字

三郎君
民主的な教育が正しく行われ、日本国憲法の生命である平和と子供の幸福が守られるため、「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」の参議院通過に反対せられたいとの請願。

三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

紹介議員 相馬 助治君
この諸願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

三 議員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(十九通)

紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第二二九七号と同

三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

百三十名

第三三一〇号 昭和二十九年四月十日
三日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二十二通)
請願者 愛媛県越智郡宮窪町大字友浦甲七三三 矢野

この諸願の趣旨は、館三九七号と同じである。

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(百二十三通)

紹介議員 秋山 長造君 江田
三郎君

第二三一七号 昭和二十九年四月十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する

尼瀬 佐原智山外三子
二百八十名
清澤 俊英君
紹介議員

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三一八号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 福島県河沼郡金上村大字福原字福川原 林辺市郎

紹介議員 三浦 辰雄君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三二二号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(六通)

請願者 兵庫県明石市野町小野 谷藤泰三外七十名

紹介議員 松浦 潜一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三二号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(六十九通)

請願者 群馬県新田郡世良田村 世良田八三七 丸山米吉外七百二十七名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三三号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三十通)

請願者 岐阜県恵那市武並町一、二六〇 林藤一外四十五名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三四号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(六十三通)

請願者 三重県名賀郡古山村六〇〇 吉川茂夫外三百一名

紹介議員 菊川 孝夫君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三二五号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 岡山県和気郡和気町日笠大字保曾 金谷政子外二百二十七名

紹介議員 秋山 長造君 江田三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三六号 昭和二十九年四月十四日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(二百九十五通)

請願者 熊本県下益城郡小野部田村大字北部田 松村豊作外二千七百四十九名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三三三号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 大分県別府市南野口一四宮迫勝外千六百八十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三四号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 高知県安芸郡田野町五八二 公文秀雄外一万三千五百五十二名

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三五号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市今泉町二ノ八四九 篠原正外十四万三千二百三十三名

紹介議員 岡田 完司君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三六号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 愛媛県喜多郡大洲町五郎 青木きみ外三万四千九十三名

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 新潟県岩船郡猿沢村猿沢 高橋一外八万五千二百四十名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三七号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 新潟県岩船郡猿沢村猿沢 高橋一外八万五千二百四十名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三八号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 鳥根県松江市北堀町二〇二 平本寛也外二万四千二百名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三三九号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区大開通八坂本重作外一万六千三百三十二名

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四〇号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 奈良市杉町東町 西田栄三外一万七百名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四一号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町小杉 松田ハル外七千八百四名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四二号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ突小路二〇一ノ一 本間末蔵外二万五千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四三号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ突小路二〇一ノ一 本間末蔵外二万五千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四四号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ突小路二〇一ノ一 本間末蔵外二万五千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四五号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 山形市香澄町木ノ突小路二〇一ノ一 本間末蔵外二万五千名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

請願者 宮崎県児湯郡川南町井手ノ上 永友重雄外九千八百九十六名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四四号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 福岡市住吉木下町一三五 今村亨一外六万七千六百九十四名
紹介議員 三輪 貞治君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四五号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡三町村 宅野畑三四六 一之瀬 正信外三万一千五百六十六名
紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四六号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 香川県三豊郡上吉野村 森香澄外一万三千八百五十名
紹介議員 大和 興一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四七号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 長野県南佐久郡大沢町 二、〇五四 高畑今朝 男外五万五千六百六十名 小酒井義男君

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四八号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡調川町 前田映外一万三千四百四名
紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三四九号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 和歌山市木賀町三 吉田 公外三万五千三百二十六名
紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三五〇号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 滋賀県愛知郡瀬町上石 寺 田辺好夫外二万八千八百六十名

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三五六号 昭和二十九年四月十五日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(十五通)

請願者 兵庫県加古郡高砂町戎町二〇九 藤田喜代美 外百九十九名

紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三六一号 昭和二十九年四月十六日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(六十二通)

請願者 群馬県碓氷郡後閑村中後閑七二六 小笠原 外五百四名

紹介議員 飯島通次郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三六二号 昭和二十九年四月十六日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区新町二ノ一七六 泉せつこ 外二百八十名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願
請願者 群馬県新田郡強戸村菅塩二二 木村絹子外三十九名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三六九号 昭和二十九年四月十六日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(四通)

請願者 神戸市長田区池田惣町一ノ三 別役重和外九十三名
紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三八〇号 昭和二十九年四月十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(八通)

請願者 北海道夕張市議会議長 橋内末吉外五名
紹介議員 若木 勝蔵君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三八三号 昭和二十九年四月十七日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 神戸市兵庫区荒山町三ノ一〇 岩井彰外四十四名
紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三八八号 昭和二十九年四月十九日受理
教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 神戸市灘区上野字野口 道四一五ノ一 西尾正子外三十八名
紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二三〇一号 昭和二十九年四月十三日受理
学校給食法制定促進等に関する請願(五通)

請願者 岡山県気保郡吉永町大字吉永中八五三 武元 四郎外二十二名
紹介議員 榊原 亨君

学校給食に対する困窮補助の打切りにより給食の廃止校が繰出し継続校にあつても経営困難に陥り近き将来には全廃せざるを得ない状態にあり、また東北地方では風水害等による凶作により欠食児童すら見受けられ、最低生活をも危ぶまれる現状であるから、(一)学校給食用原麦、ミルク代金の全額国庫負担、(二)準要保護児童生徒への補助拡充強化、(三)学校給食施設費国庫補助、(四)学校給食専従者(栄養士、調理士、事務員)の身分保障ならびに入件費国庫負担等の措置を講じ、これが恒久的国策として更に充実発展するよう学校給食法の制定を実現せられたいとの請願。

第二三五三号 昭和二十九年四月十五日受理

教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 東京都港区芝公園四愛宕中学校内 野口彰

紹介議員 松原 一彦君

教育職員免許法の一部を改正する法律案によれば、免許状の種類取得方法の中に、直接養成による高等学校教諭一級普通免許状の授与制度が新設されることになつてゐるが、これはなつ得でないから、(一)直接養成による高等学校一級普通免許状授与の制度を別表第一中から除き、備考欄に「修士の学位を有する者及び大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した者には、高等学校一級普通免許状を授与することができる」の一項を加えること、(二)高等学校一級普通免許状の授与については現行法通りとする、(三)別表第四中高等学校教諭臨時免から二級免、二級免から一級免を授与する場合同表第三欄に掲げた最低在職年数を中学校において経験した者にも高等学校と同様に取り扱う等の修正を考慮せられたいとの請願。

第二三六四号 昭和二十九年四月十六日受理

教育委員会法第五十四条改正に関する請願

請願者 島根県議会議長 中島 龍一

紹介議員 小瀧 彬君

教育委員会法第五十四条は、所轄の地域を数箇の通学区域に分けることを規定しているが、地方の実情は進学者の

自由意志や個人的条件がほとんど無視されている現状であり、また他面自然的に生ずる学校差は容易に解消し得るものでないから、本法の規定を緩和し、高等学校の通学区域の設定については地方の実情により任意とするよう改正せられたいとの請願。

第六三四号 昭和二十九年四月十九日受理

静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情

陳情者 静岡県磐田郡袋井町長 戸倉亮爾外二名

静岡県袋井町には創造以来幾百年にわたつて保たれ現在に伝わる貴重な文化財が多く保存されているが、(一)法多山仁王門、(二)油山寺山門、(三)油山寺内陣樂師如来安置のじゆ子、(四)油山寺三重の塔等はいずれも室町、桃山時代の建築様式を多分に残し、その余香をとどめ貴重な文化財であると考えられるから、国宝に指定せられたいとの陳情。